

10年保存
機密性 2
平成26年6月30日から 平成36年6月29日まで

基発 0630 第 2 号
平成 26 年 6 月 30 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

爆発火災災害防止対策の推進に当たって留意すべき事項について

化学工業等における爆発火災災害防止対策（以下「爆発火災災害防止対策」という。）の推進については、平成26年6月30日付け基発0630第1号「爆発火災災害防止対策の推進に関する基本方針について」（以下「基本通達」という。）により指示したところであるが、その具体的な実施に当たっては、下記に留意の上、遺憾なきを期されたい。

なお、本通達をもって、昭和51年8月18日付け基発第591号「化学工業等における爆発火災等の防止のための監督指導について」は、廃止する。

記

1 計画の策定及び行政手法の選択

爆発火災災害防止対策を効果的に推進するためには、監督担当部署及び安全衛生担当部署のそれぞれが主体的にその役割を果たしつつ、緊密な連携による対応を図ることが重要である。このため、年間監督指導計画及び年間安全衛生業務計画の策定に当たっては、

を十分に分析した上で、監督指導、個別指導、集団指導、自主点検等の中から適切な行政手法を選択し、かつ、いかなる時期にこれら行政手法による対策を講ずるべきか、十分な調整を行うこと。

特に、基本通達記の2(1)に掲げる重点的に指導する事業場（①労働安全衛生規則第4条第1項第3項の特殊化学設備を有する事業場、②石油コンビナート等災害防止法第2条第6号の特定事業所に該当する事業場（以下「特定事業所」という。）、③労働安全衛生規則別表第7の3の化学設備を有する事業場）については、

適切な指導を行うこと。また、

特に、

特定事業所に該当する事業場に対する監督指導等については、

また、特定事業所以外の事業場についても、

2. 適切な監督指導等の実施

(1) 事前の準備及び情報の蓄積

ア 監督指導等の実施に当たっては、

など監督指導等が効果的なものとなるよう十分に準備すること。

また、監督指導等の実施の前に事業場に対して詳細な事前調査票の提出を求めることにより、取り扱う危険物の種類、リスクの高い主要な設備等をあらかじめ把握することも、効果的な指導に有効であること。

イ 爆発火災災害防止は、監督指導等の積み重ねにより、効果的に図られていくものであることから、次回の監督指導等に活用するため、監督指導等の結果及び危険機械・有害業務情報は、労働基準行政情報システムに確実に入力すること。事業場からの提出資料について、例えば企業別に容易に取り出せるよう別途ファイルに保管するなど、情報の蓄積に努めること。

監督署管理者は、情報の蓄積状況について安全衛生担当部署に定期的に確認するとともに、必要な指示を行うこと。

(2) 効果的かつ効率的な指導

ア 監督指導等の際には、次により確認等を行うこと。

(ア) 基本通達記の2(2)に掲げる重点事項（以下「重点事項」という。）を確認し、必要な指導を行うこととし、この際、別添の「爆発火災災害防止対策主眼監督・個別指導における確認すべき事項」を活用すること。

なお、同内容が盛り込まれていれば、労働局独自の様式を活用しても差し支えないこと。

(イ) 事業場には多数の又は多様な化学設備が設置されていることから、
[redacted]
[redacted] 必要な指導を行うこと。

(ウ) 爆発火災が発生しやすいシャットダウン時、スタートアップ時など
[redacted] 指導を行うこと。

(エ) 直近の定期修理工事について、
[redacted] 実態を把握すること。

(オ) リスクアセスメント等の指導を行う際には、事業場の実施状況、理解度等を踏まえ、リーフレット等のわかりやすい資料を活用し、事業場の理解度も勘案しつつ指導を行うこと。

また、非定常作業時を想定したリスクアセスメント等も実施されているか、
[redacted]
[redacted] 等を確認すること。

(カ) [redacted]
[redacted] 等について確認すること。

イ [redacted]
[redacted]
[redacted] 等については、監督指導を実施すること。

なお、実地調査と重複して実施する必要はないこと。

ウ 爆発火災災害が発生し、災害調査を行う際には、必要に応じて労働局と監督署との合同により実施すること。

(3) 職員研修の実施等

爆発火災災害防止の指導に必要な知識については、必要に応じて労働局が実施する安全衛生技術研修等における研修内容とし、当該知識・経験が十分でないと考えられる職員を、これに出席させることで専門的知識を付与すること。

また、
[redacted]
[redacted] を積極的に企画するよう配意すること。

なお、職員研修に有用な資料については、随時本省から情報提供する。

爆発火災災害防止対策主眼監督・個別指導における確認すべき事項

[Redacted text block containing multiple lines of obscured content]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]